

## 一般社団法人 千葉県診療放射線技師会

# 講演会等における資料公開に関するガイドライン

### (趣旨)

第1条 本ガイドラインは一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、「本会」という）により開催された講演会等（本会で開催された全てのイベント）で使用した資料の公開（Web配信含む）における、引用した文献等の著作権に留意すること、また個人情報保護および講演資料漏洩等の防止を目的としている。

### (利用項目)

第2条 本ガイドラインで取り扱う講演等で使用した資料は次の通りである。

- ・スライドデータ
- ・録音データ
- ・録画データ
- ・抄録集

### (著作権・個人情報保護の利用と許諾について)

第3条 他人の著作物の利用に関する基本ルールを記載する。

- (2) 他人の著作物の無断使用は当該著作権者の著作権を侵害する。
- (3) 講演者は著作権法に定める著作権の制限規定に該当する場合などを除き、著作権者から講演資料への記載や講演会の配信利用等について個別に許諾を得ておくこと 個人情報保護について個人を特定できる資料等の掲載は、各演者の施設の個人情報保護規定に従って講演資料を作成し、個人情報を匿名化すること、やむなく使用する場合は、その個人に了解を得たうえ、特定できない配慮をすること。

### (引用について)

第4条 引用

- (2) 第三者の著作物の使用は著作権法上の「引用」の要件を満たすことにより、著作権者から個別に許諾を得ずにその著作物を利用することができる。

#### 1. 引用の要件

- ・公開された著作物であること
- ・公正な慣行に合致するもの
- ・目的上正当な範囲内で行われるもの
- ・引用されるものとするものとの区別が明瞭である
- ・引用されるものは従たること
- ・引用する際には同一性保持権を侵害しないこと

- (3) 未公表の著作物を引用する場合は著作者人格権の侵害となる可能性があるので留意すること。

- (4) 社会感覚として相当なやり方といった程度とし、引用部分を括弧書きで区別し、その出典もできる限り引用した箇所に近い所に記載することが望ましい。

- (5) 出所の明示と氏名公表権

1. 引用著作物が書籍ならばその著作者名と著書名を引用箇所の近くに記載して出所を明示すること。
2. 著作者名を示さず引用すると、その著作者の著作者人格権を侵害するので留意すること。

(6) 論文引用上の注意点と同一性保持権

1. 引用するという事は、他人の著作物の一部を切り取ることになるので同一性保持権を侵害する恐れがある。
2. 論文の著作物について、著作者から事前の承諾を受けずに読点を削除したり、中黒を読点に変更したり、改行を省略して引用することはできない。
3. 論文の引用に際しては正確に引用することを必須とする。

(その他の法令違反について)

第5条 他人の文書やデータの集積物に創作性が認められない場合は、その作成者に無断で利用したとしても著作権の侵害には当たらない。

- (2) 利用されたものに著作物性が否定される場合においても、他の法律による保護がないとは限らないので他人の成果物の利用に際しては、著作権法以外の他の法令にも違反することがないように注意すること。

(講演者・受講者の肖像権・プライバシーの権利について)

第6条 肖像権・プライバシーの権利

- (2) 講演者、受講者には、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり配信されたりしないとする肖像権を有する。
- (3) 講演者には講演をしている事実、受講者には受講しているという事実、さらに配信画面に映り込む生活空間等についてはプライバシーの権利が保障される。
- (4) 受講者が講演会受講に際し、受講者の発言音声及び受講者肖像の画像について、マイク、カメラのオン/オフの操作、受講者による質問やその他の講演会の受講上の注意事項について、本会の指示があるときは、受講者はその指示に従うものとする。
- (5) 講演者や受講者は講演全体が録画録音される可能性があることを十分理解し、その旨を承諾して、演者は講演を行い、受講者は講演を受講すること。
- (6) 個人情報保護規定に抵触する講演内容については、その部分を削除して配信する場合がある。

(講演会の録音録画等の禁止について)

第7条 本会は、講演者及び受講者が個人的に講演会の録音録画することを禁止する。

- (2) 講演者が、自宅や所属団体等の研究室その他講演者が管理する場所等で、講演者の肖像、音声をライブ配信するに講演する場合であっても、講演者はその様子を録音録画（講演者が自ら録音録画するほか、講演者が第三者に依頼して録音録画する場合も含む。）することを禁止する。
- (3) 本会にて配信された講演会録画（本会ホームページWeb含む）は、いかなる状況においても再録画する事を認めない。

(ガイドラインの運用について)

第8条 本ガイドラインは、講演資料への記載や講演会の配信利用等についての留意点を中心に講演者と受講者にご注意頂きたい点を記載したものであり、完全性、正確性、確実性等を保証するものではない。

- (2) 講演会の講演者が作成された講演資料、受講者音声画像等について、著作権やその他の権利に対する侵害問題が生じた場合は、本会は責任をおわない。
- (3) 本会主催の講演会を録音録画する場合は、事前に運営委員会の承認を要するものとする。

(廃案)

第9条 本ガイドラインの制定または改廃については、運営委員会の承認を要するものとする。

2022年8月24日 制定 同日施行